

初診時・再診時にかかる 「選定療養費」に関する重要なお知らせ

令和 2 年 4 月 1 日から当院の選定療養費が変わります。

岐阜赤十字病院では、国が定めた制度に基づき、地域医療支援病院として診療所との役割分担を推進する上で、紹介状なしの初診患者様から「選定療養費」として 2,200 円（税込）をいただいておりますが、令和 2 年度の診療報酬改定で外来機能分化の更なる推進のため、紹介状なしで受診した患者様からの定額負担を徴収する責務がある医療機関の範囲が、200 床以上の地域医療支援病院へと拡大いたしました。このため、紹介状なしの初診患者様には「初診時選定療養費」として 5,500 円（税込）をご負担いただくことになりました。

	令和 2 年 3 月 31 日まで	令和 2 年 4 月 1 日から
初診時選定療養費	2,200 円（税込）	5,500 円（税込）

再診時選定療養費とは、上記と同様に国が定めた制度で、病院と診療所の機能分担の推進及び外来機能の分化の推進を図るために、他の医療機関に対して文書により紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、引き続き当院にて診察を希望され受診した場合に、通常の医療費の他に「再診時選定療養費」として 2,750 円（税込）をその都度、ご負担いただくことになりました。

	令和 2 年 3 月 31 日まで	令和 2 年 4 月 1 日から
再診時選定療養費		2,750 円（税込）

上記につきましては、令和 2 年 4 月 1 日（水）からの取り扱いとさせていただきます。皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

岐阜赤十字病院長